

# 重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、普通傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。

なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともにお届けします。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(\*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

## 用語のご説明

普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されておりますので、ご確認ください。

用語		ご説明
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
き	危険	ケガまたは損害などの発生の可能性をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
こ	ご契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
た	他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
む	無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

# 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、国内外を問わず、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償 (ケガの補償)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">死 後遺障 入院 手術 通院</div> <div style="text-align: center;">亡 害 院 術 院</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">行事参加者の傷害 危険補償特約</div> <div style="text-align: center;">施設入場者の傷害 危険補償特約</div> </div>

- 上記主な特約をセットする場合の被保険者の範囲は、次のとおりです。

	被保険者の範囲
行事参加者の 傷害危険補償契約	行事参加者全員もしくは行事参加者の一部として行事に参加する団体または複数の行事参加団体の行事参加者全員
施設入場者の 傷害危険補償契約	施設利用客として施設に入場する方全員

## (2) 基本となる補償および保険金額の設定方法等

### ① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。  
 保険金の種類は複数のパターンで組み合わせさせていただくことが可能です。  
 また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。  
 詳しくは、「保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態 <sup>(※1)</sup> および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど <sup>(※2)</sup> を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

📖 所定の手術とは

保険金をお支払いしない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ</li> <li>●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)</li> <li>●入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●妊娠・出産・早産</li> <li>●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</li> <li>●戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>●放射線照射・放射能汚染</li> </ul>
など

## ② 主な特約の概要 契約概要 注意喚起情報

特約には、次の2種類があります。

- a.ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約 自動セット特約  
 b.ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約 任意セット特約

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合
行事参加者の 傷害危険補償 特約 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">任意セット特約</span>	被保険者が行事に参加している間に被ったケガについて保険金をお支払いします。 ・ご契約の行事参加中のみを対象とします。 ・「行事に参加している間」とは、被保険者が行事に参加するため所定の集落地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。
施設入場者の 傷害危険補償 特約 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">任意セット特約</span>	被保険者が施設内で被ったケガについて保険金をお支払いします。 ・ご契約の施設に入場した時から退場するまでの間に生じたケガを対象とします。
往復途上傷害 危険補償特約 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">任意セット特約</span>	所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の往復経路の途上で被ったけがについても保険金をお支払いします。なお、この特約をセットする場合は、被保険者が事前に保険契約者の備える名簿により確定していることなどの所定の要件を満たす必要があります。
熱中症 危険補償特約 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">任意セット特約</span>	この特約がセットされた場合には、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。
細菌性食中毒 補償特約 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">任意セット特約</span>	この特約がセットされた場合には、ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

(注) 特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

## ③ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.およびb.にご確認ください。

- a.お客さまが実際に契約する保険金額・日額については、保険申込書の保険金額・日額欄や「保険の約款」などをご確認ください。  
 b.各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。また、既に他の傷害保険契約を契約している場合には、保険金額・日額を制限させていただくことがあります。

## ④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間:この保険の保険期間は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
  - 補償の開始:保険期間の開始日の午前0時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)
  - 補償の終了:保険期間の終了日の午後12時
- セットされる特約によっては、補償の開始・終了時期が上記と異なる場合があります。お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

## (3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。  
 お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

●保険金額・日額	●保険期間	●被保険者数	●行事／施設の種類	など
----------	-------	--------	-----------	----

### ② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、原則一時払(現金払)のみとなります。  
 ただし、ご契約内容により分割払を選択いただける場合もあります。

保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いいたしません。

### ③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- 保険料は、払込期日までに払い込んでください。
- 保険料の払込猶予期間は、原則ありません。払込期日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いいたしません。また、ご契約を解除する場合があります。
- 保険料の払込猶予期間は、保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

## (4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### (1) 告知義務(保険申込書・契約明細書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書または契約明細書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ①「過去の傷害保険金請求歴」の有無
- ②「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額

### (2) クーリングオフ 注意喚起情報

この保険は、保険期間が1年以下の契約となるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

### (3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

## 3 契約締結後におけるご注意事項

### (1) ご連絡いただきたい事項

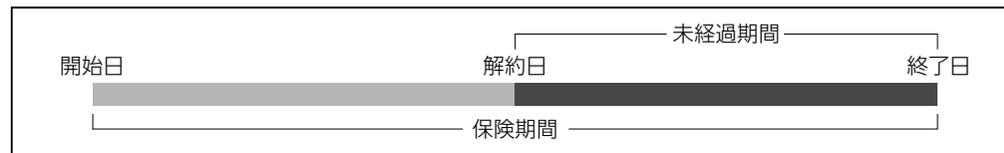
●ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

### (2) 解約時の返還保険料(解約返戻金) 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注)解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/tp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

### (3) 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者のご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

## その他ご留意いただきたいこと

### (1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

### (2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月经過後の事故)	80%

### (3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)

### (4) 継続契約について

保険金請求状況や補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

### (5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

### (6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

### その他

 共同保険、包括契約の保険料精算、保険証券の確認・保管

## 1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは  
0120-016-693(通話料無料)  
受付時間:平日 午前9時～午後6時  
土・日・祝日 午前9時～午後5時  
(年末年始を除きます。)

●ご不満・ご意見のお申出は  
お客様の声室  
0120-246-145(通話料無料)  
受付時間:午前9時～午後6時  
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

## 2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは  
0120-01-9016(通話料無料)  
受付時間:24時間365日

## 3. 弊社の契約する指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)>  
※ IP電話からは03-4332-5241  
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会の  
ホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン  
03-5425-7963(通話料有料)  
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時  
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンの  
ホームページをご覧ください。  
<http://www.hoken-ombs.or.jp>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

## ご契約内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手順をおかけいたしますが、ご契約手続きにあたり、下記の内容についてご確認いただき、保険申込書に記入が必要な項目については、該当欄へご記入いただきますようお願いいたします。

ただし、ご勤務先等の団体契約にご加入いただくお客さまにつきましては、加入依頼書などへのご記入は不要とさせていただいておりますが、以下内容を加入依頼者に十分ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットや重要事項説明書(本書面)などでご確認ください。  
(注)「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者を記名により特定いただくご契約方式の場合、被保険者欄の項目が正しく記入されているかご確認ください。

